

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和4年7月19日(火)			
会議時間	開会	午前10時00分	閉会	午前11時35分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲二		副委員長 佐藤 幸淑	
	委員 小岩 寿一		委員 千葉 栄生	
	委員 佐藤 浩		委員 武田 ユキ子	
	委員 千葉 幸男			
遅刻	遅刻なし			
早退	早退なし			
欠席委員	欠席委員 佐々木 久助			
事務局職員	熊谷局長補佐兼調査係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	なし			
参 考 人	岩手県立大学副学長 石堂淳			
本日の会議に 付した事件	請願審査 請願第5号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再 審制度の速やかな改正を求める請願			
議事の経過	別紙のとおり			

総務常任委員会記録

令和4年7月19日

(開会 午前10時00分)

委員長 : ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の総務常任委員会を開会します。

佐々木久助委員より欠席の旨、届出がありました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりです。

本日の審査に当たり、岩手県立大学副学長で、総合政策学部教授の石堂淳様に、参考人として出席いただいております。

石堂様におかれましては、お忙しいところ、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の進め方を説明いたします。

前回、6月14日の委員会において、紹介議員から請願の趣旨説明は終わっておりますので、本日は参考人から、再審制度の概要と現状について御紹介いただき、併せて、この請願に対する御意見を述べていただくこととします。

その後、参考人への質疑を行います。

それでは早速ですが、石堂様から自己紹介いただき、再審制度の概要と現状についての御紹介と、併せて、請願に対する御意見を述べていただきたいと思います。

それでは石堂様、よろしく願いいたします。

参考人 : 今、御紹介いただきました石堂でございます。

私は岩手県立大学で、現在は副学長をやっておりますけれども、大学開設の前から岩手県立盛岡短期大学の法経学科に昭和62年に参りまして、かれこれ30年以上、短大のほうにおりまして、専門は刑法を中心とした刑事法を教えております。

そのほか法学も教えておりました。

私はもともと、の出身でございまして、文化的、地理的には非常に一関市には近いものでございますけれども、大学の法学部を出まして、先ほど申し上げたように昭和62年に岩手県立盛岡短期大学の法経学部のほうに赴任いたしまして、30数年になっております。

基本的には刑法が専門ですけれども、刑事訴訟法の研究者も少ないものですから、刑事訴訟法も含めて刑事法全般を教えているところでございます。

本日は、再審制度についてということで、先ほど委員長のほうからございましたように、制度の概要と現状も含めてお話しさせていただいて、それに少し意見のようなものを述べさせていただきたいと思います。

皆様のお手元には、私の作りましたレジюмеと申しますか、概要があるかと思いますが、それに従って説明させていただきたいと思います。

まず再審制度の現状ということを少しお話しさせていただきます。

お配りしたプリントでは(1)の刑事再審制度というところがございますけれども、刑事再審制度というのは何のためにあるかということ、最初に申し上げておきたいと思っております。

これは有罪の確定判決、1番長ければ最高裁判所まで争ってその上で、結論が出て決まったというものでございます。

それも確定したと言いますけれども、一旦確定した判決に対して、被告人の利益のために、主として事実認定の不当を救済するために設けられた非常救済制度、非常救済手続が、再審と呼ばれるものとされております。

旧法、つまり、戦前、太平洋戦争以前では被告人に対する不利益再審というものが認められておりました。

これは、つまり再審をやった結果、例えば軽かった判決を重くするとか、あるいは無罪だったものを有罪にするといったのが、不利益再審と呼ばれておりますけれども、このような不利益再審もかつてはあったのですけれども、現行の制度では、あくまで利益再審、つまり、無実の者が有罪になった場合にそれを無罪とすると、あるいは極端に重い刑罰だった者を軽く、あるいは重い罪だったものを軽い罪と認めなければいけない、そういった、あくまでも被告人の利益のために認められた制度だということが、肝要かと思えます。

ただ、この再審制度というのは、あまり安易に認めてしまいますと、我が国では三審制、つまり地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所といった3回の裁判制度というのが前提ですけれども、その三審制の下で、3回審議を尽くして、確定した判決をひっくり返すということになりますと、裁判制度自体が信頼を失ってしまうという部分がありまして、そういった意味で、最高裁判所まで行って固まったものは、原則正しいと考えるので、再審というのは、よほどの理由がなければ認められない。

法的安定性と呼んでおりますけれども、一度、裁判で確定してしまったものは、基本的には覆さないというような、法的安定性という原則がございますが、とはいえ、やはり誤った裁判というものをそのままにしておけない、あるいは、無実の者にそのまま罪を負わせるわけにはいかないということがあって、まさにバランスを取るということが重要だったわけがございます。

そのために、この再審制度というのは、なんでもかんでも再審を認めるというのではなくて、一定の理由がある場合に限定して認めるという仕組みになっているものでございます。

では、どういう理由があれば再審が認められるかということにつきましては、刑事訴訟法の第435条で決められております。

そこでは、7つの再審理由を挙げておりますけれども、皆様のお手元のプリントには第435条の1号を挙げております。

そこでは、原判決の証拠となった書類や証拠物が、偽造、あるいは変造であったことが分かった場合といったようにほとんどあり得ないケース、起こり得ないケース、こういったものが起こったら、裁判が当然間違った判決だということを考えて、こういったものを挙げているわけですが、この7つの理由のうち、ほとんど、こういったあり得ないケースだけでも、起こってしまった場合には、再審を行って判決を正しましょうと

いう仕組みになっているわけです。

しかし、この7つの理由の中で、いわゆる6号と呼んでおりますけれども、有罪の言渡しを受けた者に対して、無罪または免訴の言渡し、あるいは刑の言渡しを受けた者に対して、刑の免除を言い渡し、または、原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠を新たに発見した時、6号は、事実上、再審を請求する人たちのほとんどがここを理由にして再審を行っているというのが現状でございます。

この再審理由の第435条の6号は、ポイントになる部分が、明らかな証拠を新たに発見した時ということで、まず明らかな証拠というのが明白性と言われているものでございます。

それから、新たに発見した時というのが新規性と呼ばれているもので、この2つをポイントにして、明らかな証拠を新たに発見した時に、再審を認めますということになっておりまして、これがほとんどの再審理由として使われているものでございます。

これまでの再審もほとんど、この第435条第6号を根拠にして、申し立てられてきましたけれども、再審制度のこれまでの流れのようなものを少し説明させていただきたいと思っておりますけれども、今の刑事訴訟法というのが、憲法と一緒に太平洋戦争が終わった時に、全面的に改正された法律でございます。

この法律は、昭和30年代、ある程度戦後、日本が落ち着いてきた時期ですけれども、昭和30年代から昭和40年代を見ますと、この明白性、新規性というものはかなり厳格に解釈されてきたということがありまして、大体、新しい証拠というのは、ほとんど見つからないし、それから明らかなというのもかなり難しい。

極端に言えばそういうものがあつたなら、最初から裁判で使われているといったようなことも言えるかと思えます。

そういったことから、なかなか再審というのは認められず、いわゆる「開かずの門」とされておりました。

有名な例外的な事件としては吉田巖窟王事件というのがございまして、これは大正2年に起きた殺人事件で、服役した吉田さんという方が、もう何十年もかけて、やっと再審にたどり着いて、大正2年に起きた事件を、1962年ですから昭和37年、もう40年近く、そこでやっと再審が決まって、翌年に無罪判決が出たという、しかもその間、5回も再審請求をやってやっと認められたというケースがございます。

そういったケースが唯一とは言いませんけれども、かなり例外的な事件だったということが言えるかと思えます。

ところが、こういった状況が、昭和50年の白鳥決定という白鳥事件と呼ばれる大きな事件でございましたけれども、これが「開かずの門」を開けたと言われております。

この昭和52年の白鳥決定と呼ばれますのが、その明白性、それから新規性も含めてですけれども、この今まで厳格だったものを少し緩やかに解することによって、もう少し、再審というものを、緩やかにしようというような姿勢が見えてきたと言われております。

そして、特に再審でも、疑わしきは被告人の利益にという刑事裁判の原則がございまして、これも、通常の裁判だけではなくて再審にも認められる原則だということを書いて、それで再審というのは、全く無理な制度ではないということが示されました。

ただし、この事件自体の再審は認められませんでした。

同じ年、昭和 51 年の埼玉事件というのも、同じ方向で判決を下して、この昭和 50 年から昭和 51 年にかけての 2 つの最高裁判所の決定によって、いわゆる「開かずの門」が開かれたとされて、それ以降、昭和 50 年代後半から、財田川事件それから、昭和 59 年ですけれども、宮城県で起こった松山事件、こういったものの再審無罪判決が続いた時期がございました。

そして昭和年代の後半、昭和 50 年代はかなり再審が広く認められるようになったという時期でございましたけれども、昭和末から平成 20 年代にかけて、今度は、裁判所が再審請求を棄却する、つまり、認められないとする事件が数多く出てくるようになりました。

このあたりは、まだ分析がはっきりしていない部分はありますけれども、一種の揺り戻しとも言われますけれども、恐らく昭和 50 年代にかなりの再審が認められるということで、数多くの再審事件を申し立てたということもあるかと思えます。

そして、平成 20 年代まで少し厳しい揺り戻し的な時期がございましたけれども、平成 20 年代後半に入って最近までは、また再審が認められると。

そして再審開始決定が出て、無罪となる事件が出てくるようになりまして、有名などころでは平成 22 年の足利事件という事件について、やはり再審無罪が下されているということがあります。

ただ、この時期になりますと、一方で、再審決定がなされながら、本日のテーマの 1 つにしております検察官の抗告、異議申立てにより再審開始が覆されるような事件も目立つようになってきたということがありました。

最近の状況といたしましては、再審制度が認められないわけではなく、かなり認められるものもあるが、一方では再審が認められないケースもありますし、その中には、特に検察官側からの抗告等により、再審をやるかやらないかが争われて、その結果として再審が認められないという結果も少なからずあるというような状況になってきたというのが現状でございます。

こうした再審制度のこれまでの戦後の流れを見てきますと、ある程度、その課題というものが見えてきたところでございます。

再審制度の課題と申しますのは、例えばある文献データによりますと、昭和 53 年から昭和 57 年、先ほど言いました再審が認められ始めた時期ですけれども、この昭和 53 年から昭和 57 年の 5 年間で 280 人請求しておりますけれども、実際に再審開始決定、再審をやると認められたのが 7 人ですから、2.5%くらい。

そしてそれから、数十年たちまして、最近でいきますと、平成 25 年から平成 29 年ちょっと前、平成末の 5 年間で言いますと 1043 人、昭和 50 年前半では 280 人だったものが、この平成の末では 1043 人請求していると、かなり数が増えている状況です。

そして、実際に開始決定がなされたのは 9 人で、パーセントにしますと 0.9%と。

ですから、再審が認められ始めた時期からみますと、申立ての件数は多くなってきてはおりますけれども、依然、再審にまで至るといのは「開かずの門」とは言わないけれども、厳しい状況だというのは確かです。

こうした厳しい再審制度の課題は、様々、細かい問題もありますけれども、3つほど

現在は大きな問題として挙げられております。

1つは、刑事訴訟法それ自体で、再審に関する条文規定がかなり少ないということでございます。

それから、もう一つは証拠開示制度という制度がございますけれども、この証拠開示制度というのは確立していないということがございます。

そして最後に、先ほど申し上げました検察官より不服申立てが行われている、それは制度上認められていますけれども、それが果たしていいのか悪いのかということ、この是非の問題がございます。

3つが大きな問題として最近では、学会も含めて立法的な問題として議論されているところでございます。

まず、この3つの問題、いわゆる規定が少ないという問題は、全体的な問題ですので、最後にしますけれども、まずは、今回の請願でございませぬけれども、証拠開示という問題について、少し御説明申し上げたいと思います。

証拠開示というのは、検察官の手元にある証拠を開示するというので、いわゆる情報公開とか個人情報の公開ということとは全く違う問題だということでございます。

この証拠開示の問題点は、被告人の公判準備との関係で、通常でありますと裁判をやる場合には、ほとんどの証拠が検察官のところがございますので、その検察官には、手持ち証拠を被告人側に開示する、見せる義務があるのかどうかという、あるいは裁判所のほうで検察官に対して手持ち情報を被告人側に開示するように命じることができるのかという問題でございます。

特に再審請求は、公判段階の問題であるのでさらに問題が大きくなる。

つまり、通常の裁判ですと、検察官対被告人という関係で、検察官が警察の捜査段階から入った証拠の全部を持っている。

これに対して被告人側というのは、大概の場合は、逮捕されたり、訴えられてから弁護人をつけます。

そしてその弁護人は、いわゆる捜査権などを持っておりませぬので、証拠集めといつても、警察、検察のような証拠集めはできません。

したがって、もう事件発生の段階から、極端に言えば一切合財証拠を持っている検察、警察側の証拠というものも使わざるを得ないということがございますので、それをチェックした上で裁判をやるというのは、本来、正しい裁判になるのではないかとということがございますので、常にこの検察官の証拠開示というものが問題になってくる。

ところが、再審手続というものは実は二段階構造になっています。

つまり、再審をやるかやらないかということがまず争いになる。

そして、裁判所がやると決めたら、その次に初めて、いわゆる検察官と被告人が対立した形での、いわゆる公判という通常私たちが念頭に置いております裁判が始まるということになる。

ですから、その前段階である、再審をやってくれという請求の段階でも、裁判所とそれから請求する被告人側との間の関係というのは、いわゆる裁判所を真ん中と申しますか、上に置いた三面構造ではなくて、裁判所対請求者という1対1の関係にありますので、いわゆる公判ではないので、手持ちの証拠を出させるという検察官は、基本的には

登場してこないということだと。

そういった関係もありまして、証拠開示というのは、この段階で必要ないというのは、特に検察官側からは、強く言われているところがございます。

証拠開示というのは実際どうやるかといえば、結局、検察官の手持ちの証拠というものを示す、あるいは証拠書類とか証拠物であれば見せる、そして、書類であればそのコピーを取らせるといったようなこともありますし、証人尋問か何かを前提にした証人の場合の証拠開示というのは、どこの誰か、いわゆる氏名、住所等を知らせて、場合によっては、供述調書つまり捜査段階で証人が言ったことを記録している書類がありますから、そういったものを見せたり、あるいはそこまでいっていない場合には、検察官はどういう話をさせるかといったような要旨を書いた書類を、相手方被告の弁護側に見せるというような手続になってくる、こういった証拠開示というものを行うべきかどうかというのが大きな問題なのです。

しかし、先ほど言いましたように、検察側ではそれは非常に難しいというのが、これまでの一般的な傾向でした。

その一方で、再審開始、無罪となった多くの事件では、実はその証拠開示が大きな役割を果たしております。

再審問題となった1980年代の死刑4事件では、再審開始をもたらした有力な証拠が検察官未提出の証拠の中にあつたと言われております。

そういった形で実は検察官が裁判に出していなかった資料の中に、実は再審をして無罪とするような情報が入っている場合も少なからずあるということもありまして、やはり再審請求の段階でも、証拠をきちんと開示するということが大事なのではないかとということが言われております。

ただ、1つの問題点が先ほど来申し上げておりますように、再審というのは、二段階構造の再審請求手続、つまり再審をやるかやらないかということを決める一種のこれも裁判なのですけれども、請求する被告弁護側対裁判所との間で、争いではないのですけれども、やるかやらないかを裁判所に決めてもらうという手続がある。

そして、その上で、請求する段階から証拠開示を認めるべきではないかということが1つの議論だと言われております。

実はこの証拠開示制度につきましては、当然ですけれども専門の刑事訴訟法では、被告人弁護側対検察官というのは、対等の当事者なので、対等なのにどうして検察側が手の内を全部見せなければいけないのかということがありまして、証拠開示というものによりかなり否定的だという状況でございました。

ただ、やはり実際には検察官が、と言いますか捜査機関の警察の段階から証拠というのは先に押さえられて、全て検察側にあるということもございまして、裁判をやる前提としては、やはり証拠というものを全て明らかにする必要があるのではないかとというのが1つの大前提。

それと、対等な関係とはいえ、実は、検察官も国の1つの機関として、客観的な正義と言いますけれども、正しい裁判のために、その活動を行っている以上は、ただ単に、勝つための裁判ではなくて、被告人の利益も含めて正しい裁判をやっていく義務があるのではないかということから、検察官としては、必ずしも自分たちには利益にならない

場合であっても、きちんとどういったものが証拠かということを示す必要があるのではないかと、そういった議論がなされてきて、裁判においても、ある程度、証拠開示をすべきだという方向が出てきたわけでございます。

さらに言いますと、今言いましたような議論というのはずっと進んできまして、特に、いわゆる裁判員裁判を行う制度が導入されることから、その前提として、公判前あるいは公判前整理手続というものが導入されてきている。

この公判前整理手続というのは、裁判が何年もかかるような長い裁判を行ったのでは、一般市民が裁判官と一緒に裁判をやるには時間的な拘束、あるいは精神的な拘束が大きすぎるので、なるべく短い期間の間に集中審議を行って、判決を出すということが前提で制度が組まれている。

そのためには、事前にきちんと裁判の手順、あるいは段取りをしておく必要があるということで、その段取りの段階できちんと検察側はどういう証拠を使って、どういふことを証明しようとするのかを明らかにする必要があるので、公判、いわゆる裁判が始まる前段階に、準備としてきちんとした手続を取る必要があるとされたわけです。

この段階では、証拠開示というのは制度として認められている。

ただし、いわゆる全面開示ではなくて、段階的な開示と言われておりまして、弁護側あるいは一部学者などからは不十分だとは言われておりますけれども、必要な証拠から順次手の内を明かすような形で検察側はどういう証拠物があるかを示すということになっており、その辺のところは少し技術的な細かい話なので省略いたしますけれども、ただ、制度として段階的に検察官が自分たちの持っている証拠を相手側に示すということが認められたわけでございます。

こういったことが認められてきたのですけれども、では再審はということを考えますと、今申し上げましたのはあくまで通常の一般的な裁判とか、裁判員裁判の話になるわけでございますから、再審とはまた話が違ってきます。

再審制度の場合は証拠開示についてはどうなっているかという、はっきり言えば規定はございません。

再審するかどうかを決めるのは基本的には裁判所なので、基本的には裁判所の裁量で決める問題ですから、そうした情報を開示させる必要があるかどうかも含めて、裁判所の裁量で行われているというのが現状でございます。

そこで、日本弁護士連合会は、通常の裁判の場合と同じように、できれば全面開示まで含めて、法律の規定を整備すべきだと、つまり、再審というのはあくまで裁判所の裁量で判断する問題とされているところをもう少しきちんとルールを決めて、手続を整備しようということが主張されるようになってきたわけでございます。

一方で、現在の公判前整理手続というのはあくまで、公判のための手続であって再審のための手続ではないし、ましてや再審公判の前段階の再審をやるかやらないかを定める段階なので、通常のいわゆる裁判ではないので、そこまでは必要ないというもの、ある程度理由のあることだと考えられるわけでございます。

ただ結局、現状では、再審請求、理由があるかないかということの判断に証拠開示が必要だということ、裁判所、具体的にはその担当している裁判官が判断すれば証拠開示は、裁判所の職権で検察側に証拠を示しなさいということは可能でございます。

先ほど来申し上げておりますように、再審無罪の中には、検察官手持ちの証拠の中に、その再審事由となるものがあるということから、認められていることはあるのですが、ただ、結局は裁判所、裁判官の裁量だということになってしまうと積極的な裁判官と、それに対して消極的と言いますか、要は請求された内容、文章を読んで、そこで判断すればいいというだけの裁判官では、やはり結論にかなり違いが出る。

そこから「再審格差」などと最近では呼ばれておりますけれども、要するに、当たり外れが出てきてしまった。

一生懸命考える裁判官が担当になった場合にはよく調べてもらえるけれども、そうではない場合もあるといった状況が出てくることが言われている。

そういったことが起こらないようにするために、きちんとルールを決めるべきではないかというのは、1つの主張でございます。

それから、次に検察官の不服申立てについて少し説明をさせていただきます。

いわゆる2つの裁判のやり方、つまり1つは再審をやるかどうかということを経験が決めるといって、裁判所の職権で決める手続というものと、それから、公開の法廷で、いわゆる有罪か無罪かを争う公判と呼ばれるものというのは、性格が違う2つの別の裁判。

実は裁判といっても2つの違う形式があるということ。

この裁判所がやるかやらないかを決めるという場合は、やる、やらないという決定という形で決めます。

ですから決定の場合には、有罪、無罪の場合と違って、決定しました、いやその決定したのはおかしいというのであれば、それを争う手段というのは、いわゆる控訴とか上告ではなくて、抗告とか、あるいは、この抗告というのは、即時抗告、通常抗告、特別抗告とか、準抗告とか、その名称はいろいろとあって、申し立てる期間が短いもの、長いもの、いろいろあるのですが、簡単に言えば、裁判所の決定というものに対しては、抗告あるいは異議申立てという形で、直接裁判所に対して、言ってみれば、それはおかしいということを申し立てる制度なのですけれども、これに対して公判での有罪無罪の判決に対しては、控訴とか上告という形で争うということになっておりますので、その争い方が違うということになる。

手続的に言えば、有罪、無罪それ自体を決めるのではなくて、有罪だったものが、どうも無罪の可能性もあるということで、再審を申し立ててきた。

その再審をやるべきかどうかを裁判所で決めるというものですので、これに対して例えば、被告人の主張、それから新たな証拠だということを提出してきたものを見たならば、これは裁判をやり直して有罪か無罪かを決める必要があると考えれば、開始決定というものをを行います。

これに対して、いやこれは結局同じことを繰り返しているだけで新しい証拠も何もないから、再審は認める必要がないとなれば、再審請求を棄却するという決定になる。

開始を決定するということになれば、検察側では、再審などはやる必要はないということ、異議申立てするという形で抗告というものを言う。

そうすると何が起こるかということ、抗告することによって、有罪、無罪を争う前の入口段階で、この再審はやるべきだ、やるべきではないという争いをしなければいけない。

抗告とはいえ、抗告というのは通常の判決に至る裁判とは違って、危機的な問題ですので、なるべく早く結論を出そうということで、直ちに行うというのが原則になっておりますけれども、ただ、抗告を申し立てて、そこから受け取った裁判所がまたその抗告を認めるか認めないかということ判断するために時間がかかります。

ということから、結局、検察官が抗告という形で再審をやるべきではないという主張、再審をやるべきだという被告人側の主張に対して、裁判所としての判断をしなければいけないということで時間がかかります。

そして、やはりこれは、被告人、請求人の言うとおりでからやりますよと。

その一審を管轄した地方裁判所で、検察官の抗告を棄却すると、場合によっては、多くの場合は、さらに、抗告を行って、高等裁判所にその機能を移します。

高等裁判所がさらに、問題なくこれはやはり再審を始めるべきだとなって、今度は特別抗告ということで最高裁判所まで持っていこうとしたり、あるいは最高裁判所までというのはかなり限定されますので、その2回目の抗告棄却をやった高等裁判所に対して異議申立てをするということで、言ってみれば、いわゆる検察側の徹底交戦として、いわゆる再審はやるべきではないという争いも結局繰り返すことになります。

そういうことによって、実際にいくつかの事件、例えば松橋事件というものがありますけれども、平成2年に確定したのです。

そして刑期満了の平成11年に仮釈放をされております。

この場合、平成11年に仮釈放をされておりますけれども、その間、平成4年に再審請求を行って、この再審請求を行ってから再審を決定するまで4年かかっております。

やっと再審決定を4年かけてもらったにもかかわらず、今度はその再審決定に対していやそれは再審すべきではないという抗告が検察官から申し立てられて、その再審決定が一旦、保留のような形になって、やるやらないをさらに4年繰り返していく。

結局、やるかやらないかということを検察の抗告などによって、その争い自体に10年ぐらいかかるのです。

その間に被告人、申立人側では、息子さんが亡くなったり、あるいは本人が亡くなったりする場合が少なからずあるわけですが、そういった事件、再審請求している場合は何回も再審請求をしている。

その間に時間がたっているということがありまして、多くの場合は高齢になっていく。

そしてこの抗告によってさらに時間が経過するというので、かなりそのあたりが、再審事件については、ある意味では、ブレーキといいますか、時間をかけることになってしまう。

ただこれは、確かに制度的には認められておりますし、検察官の主張というのも理由のあることも確かですけれども、それでもなお、こうした検察官の抗告はすべきではないという主張の1つの根拠が、冒頭で挙げましたように再審というのは、もともと被告人の救済のための制度であるという前提が忘れられていないかということがあるからでございます。

やはり被告人の救済ということを第一に考えたら、無駄に時間がかかるような抗告というものを繰り返す必要はないのではないかと主張されているところです。

こういったこともございまして、検察官の不服申立てということは、制度としてある

以上は、それ自体が間違っているわけではございませんけれども、ただ、現状としては、それによってかなり時間が使われてしまって、有罪であったか無罪であったかを定める裁判にたどり着かないことが多いと思います。

ただし、それは一方では検察官側にも理由があるわけでごさいます、つまり、再審を認めるか認めないかということ、根本の理由というのが、新しい証拠が見つかって、つまり、前の確定した裁判は誤りである可能性が高いから再審をやるという決定をした場合は、事実上、無罪となる可能性は極めて高い。

無罪とするなりの証拠理由があるということを決定の段階で認めることになるので、再審するかしないかというところが、言ってみれば、被告人が無実を晴らすかどうかの一番のポイントになってくるということがございしますので、どうしても検察側としても受け止め難いというものが出てくるのだらうと思います。

これが、抗告の問題でごさいます、最終的にまとめさせていただきますと結局、証拠開示にしても検察官の上訴にしても規定はあることはありますが、しかし、十分な規定がない。

先に言ったように、特に証拠開示というものは、再審の場合は制度としてありません。

事実の取調べ等の必要があれば、裁判官が裁量でそれをできるということになって、それを根拠にして、検察官に指示を出しているというのが現状でごさいます。

そういった点から、きちんとルールを決めておく必要があるのではないかとということで、再審制度は、実際に運用していくと、あまりにも規定が少なすぎる。

つまり、裁判所任せのものをきちんとルール化すべきではないかというのが現状の多くの意見でごさいます。

特に、公判前整理手続で証拠開示制度が今、制度としてある以上は、少なくともそれに準じる、あるいは同じような制度は入れるべきではないかというのは最近の多くの考え方かと思われます。

そういったことから、私の意見としても、確かに課題はございしますので、きちんと「開かずの門」の時代であれば、一応再審制度はありますということで済んだのでしょうけれども、実際にこういった再審制度を認めるということになれば、あまりにも、それを行うためのルールがなさ過ぎるということです。

長くなりましたが以上でごさいます。

委員長 : 石堂先生から再審制度の概要と現状、それから先生のこの請願に対する意見を含めて、お話がありましたので、参考人に対する質疑を行いたいと思いますので、よろしく願います。

発言の際は、挙手の上、委員長が指名した後に、発言をお願いいたします。

千葉栄生委員。

千葉（栄）委員 : 私のほうから1点、確認というか、お聞きしたいのですが、やはりこの再審請求を通させることが請求者とすれば、一番の山だというところで、やはり検察と被告人側の証拠の状況も全然違ふと。

やはり再審を通させるためには、請求者側もある程度の根拠を持って示さなければ、

裁判所が判断しないと、判断できないという状況が今にあると。

私もこの請願には興味があるのですけれども、対等性というか、そういうものはやはりこの日本においても必要なのだろうなと思っています。

世界的にはどういう感じになっていますか。

委員長：参考人。

参考人：世界的にということでございますけれども、私の調べた範囲になりますけれども、やはり再審制度で例えば日本の場合には、再審制度も含めて、今の刑事訴訟法というのは、かなりアメリカからの部分が多いのですけれども、再審制度を戦前からの流れで見えますと、戦前はほとんどドイツからなのです。

再審制度の部分を見ますと、かなりドイツに近いと言われておりましたけれども、つまりそれは、結局英米というのは、基本的には刑事事件でも争うのは対等の争いだということで、検察とそれから被告人、それに対して、どちらかという大陸法と呼ばれているヨーロッパ大陸、ドイツとかフランスとかスペインとかですね、イギリスを除いた大陸での刑事裁判というのは、どちらかという裁判所が中心となって、いわば真実を発見するための手続として捉えている部分は、この裁判所が裁量をもって決めるというやり方は、どちらかという大陸法に近い部分があつて、そういった意味では、ドイツの再審制度に近いものがあつたと言われていたようですが、そのドイツでも最近では不利益再審を認めないようにしたというのがあるようでございますので、当事者対等の形ではない場合であっても、必ずしも裁判所の全て裁量というわけでもないし、今、申しましたように、検察官の不利益抗告申立てなどを認めない、組み合わせることができることを言われておりますので、そういった点からいくと日本でも今のような形であっても、ある程度、そういったことが可能だろうということは考えられます。

学術的には検察官と被告人の間でやるものではなくて、あくまで裁判所がその請求を認めるかどうかなので、そのところは公判とは違う話です。

世界的には、いわゆる利益再審の形で再審制度を組み立てるのであれば、証拠開示制度というのは可能ではないかと思えます。

委員長：千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：証拠開示というのは、検察は請求すれば100%開示するものなのですか。

委員長：参考人。

参考人：分からない部分はありますけれども、ただ最近では制度的に認められている公判前整理手続などはもう手続で決まっていますので、かなり開示されるようになってきているということは言われています。

また、証拠開示ではないのですけれども、最近、取調べ段階でもビデオを使ってとか、そういうものを取り入れたりしているのです、比較的、取調べがかつてと違って機密主義

ではないですけれども、オープンにして、言ってみれば勝てる裁判を組み立てるといような方向になってきていると思いますので、そういう点では検察側としても徐々に証拠開示に応じるような方向になっているのではないかと思います。

ただ、完全にかというと、やはりそこまでは、いっていないということがあるかと思ひます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：今審査している請願の請願事項、項目が御案内のとおり、1つは再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化することということ、2つ目は再審開始決定に対する検察官の不服申立てができない制度にすることになると、現行とかなり違う部分が出てくるのかと思われるのですけれども、全面的な証拠開示については、今ですと段階的な証拠開示をやっていますよというようなことなのですけれども、そういったものが制度化することによって、今後、法整備もしていくということは、かなり重要な中身だと思ひますのでけれども、この全面的なというものを果たして、法律的に大きい問題になると思ひますのでけれども、その辺の先生の解釈と、それから検察官の不服申立てができない制度にすることになると、現行でも検察官の申立ては実際あるわけなのですけれども、その辺との絡みからすると、このように限定させる制度に、私ども請願事項として、もし賛成多数というか、ここで採決、採択すれば、そういったところが本当に偏った格好になると思ひますのでけれども、その辺の先生のお考えはいかがなのでしょう。

委員長：参考人。

参考人：まず証拠開示につきましては、公判前整理手続で、今の裁判員制度を導入する際にそういった制度を、数年早く導入したのですけれども、そういう経緯がございますので、再審などについても、これ再審制度についての検討会というのが行われたことはあり、そういうところでもやはり証拠開示の制度は必要だろうと、やはり何年かかけてやろうという意見ではあったようでございます。

ただ、おっしゃるとおり全面開示まで認めるというのは難しいのかなというようには思ひますけれども、いわゆる裁判員制度の公判前整理手続で認められているので、証拠開示は可能ではないかと。

実際にある制度ですから、証拠開示はある程度、立法的な制度によってどこまでやるかというところでは、細かい議論が出てくると思ひますけれども、証拠開示を認める法改正という点では、全面的な反対というのはない。

ただ一方で、検察官の不服申立てについては、制度として認められるとあるので、結構ここは難しいところかなという気がします。

ただ、一方で現実問題として先ほど来申し上げておりますように、それを繰り返すことによって、被害者の救済、被害者というのもあるわけですが、要は、救済という側面がどうしても後退してしまうという部分もあるので、やはりどこかで、そのあたりの妥協というか、つくれないか、例えば、通常の抗告のように、2回3回と認められるよ

うにするのか、あるいは期間をちょっと限定して短く済ませるようにするかということを考えていいのかと個人的には思います。

ただそうすると、特別な制度ということになるので、またいろいろな議論が出てくるのではないかなという気がして結局は、かなり厳しいかなと。

実際問題として、大崎事件というケースも、地裁が再審をやると認め、それに対して抗告をされて、福岡高等裁判所だと思いますが、高等裁判所でもこれは再審を認めたのです。

さらに最高裁判所までという形で検察官が争ったケース。

今度は、最高裁判所が、いやこれはおかしいと、再審は認められないとして差し戻した。

一審に戻したというか、認めないとした決定が下りたと。

それで、第4次のさらに10回目の再審請求をまた地裁に、振出しに戻った形で、地裁に出して、その地裁が、やはり最高裁判所が認めないということが影響したのだと思うのですけれども、認められないということ。

そうなってくると、確かに検察官によって再審を認めるべきではないケースというのが出てくるということはあるのだと思います。

だから、その制度があったから、再審をしなくて済んだという言い方ができるのだろうとは思いますがけれども、ただ、そう考えたとしても、でも再審制度とは本来、被告人を救済するための制度という視点が抜けてしまわないかというのはあるものですから、やはり、議論がもとに戻るような形で、やはり検察官に認めさせていいのか、それだけ時間をかけていいのかということと言われてしまっているということ。

1番は、入り口論で時間がかかってしまうということの是正が図られれば、検察官の不服申立てというものを全面的に禁止しなくてもいいかと思えます。

委員長：佐藤幸淑委員。

佐藤（幸）委員：2つあります。

1つ目は、佐藤浩委員の質問とちょっと重複するところはあるかもしれませんが。

私は今回の請願の2項目なのですが、検察官の不服申立てができない制度に改正するという内容なのですが、今、佐藤委員からもお話があったのですが、例えば改正した場合は刑事訴訟法だけではなくて、司法制度全体の在り方に非常に影響が出てきてしまうのではないかと私には思うのですが、石堂先生はどのようにお考えなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

2つ目は、本日は御説明をいただいて、再審の手續等は非常に複雑だなというようなことは、ある程度は理解をしましたが、規定に関わる議論であったり、研究というのは当然今も国会で進められているというように伺ってはいるのですが、現状、分かる範囲で構いませんので、もし今どういったことが、議論されているのか、もし分かれば、御紹介いただきたいと思えます。

また、そういうように国会で、国で議論をしている状況の中で、我々地方議会としまして、この段階で、賛否を表明することに問題はないのかというようにちょっと心配を

しているところでございますので、その辺も石堂先生のお考えをお伺いしたいと思います。

委員長：参考人。

参考人：不服申立て制度で、刑事訴訟法制度が大きく変わるかという点ですけれども、刑事裁判で本来は、有罪か無罪かを争う公判が大きな裁判ではありますので、ある意味では、この手続的な、それを組み立てるための手続的な部分なので、本体である刑事裁判というのでしょうか、そこ自体が大きく変わるわけではないというように思っています。

むしろ再審という制度の入り口論を整備すべきだという玄関を大きくするか小さくするかみたいな話になると思うのです。

そこは今までちょっと、やはりないことを前提というわけではないのですけれども、あまり、再審というのはないだろうということで比較的裁判所に任せておけばということだと思いますけれども、これだけいろいろな形で再審というのは出てきている。

事例が積み重なってきたのであれば、それを前提として、ある程度整備したほうがむしろ本来の有罪、無罪の裁判をスムーズにやりやすくなるのではないかと。

もう一つの検察官の不服申立ても、極端な言い方をすれば、そこで争うのではなくて、再審請求をサポートしてもらって有罪か無罪かの本体のほうで争えばというような議論は、極端に言えばあり得るわけです。

むしろ入り口論で本体以前のところで時間をかけて、議論をすることが、果たしているのだろうかというのは、学者などにはあるのだろうか。

しかも、有罪か無罪かを争う裁判がきちんと制度として決まっているので、入り口論のところを少し整理してはということ、だから大きな刑事裁判自体が大きく変わるというところまではいかないのではないかと気がしています。

それから2つ目の現状でございますが、先ほど申し上げたように、検察官の不服申立てについてはやはり、なかなか方向性自体がまだ見えてきていないのかなというのが、正直、受け止めているところでございます。

これについて、証拠開示については、先ほど来申し上げておりますように、もう既に、裁判員裁判のところである程度、まさに実例としてありますので、そのあたりまでは、進められるのではないかなと。

そういう意味で、実務化の方向性は出てきているというような状況かなと。

最後になります地方議会としてということでございます。

これにつきましては、地方議会で決めるというよりも、法律ですので国会で決めることに対して国民の意見を聞くという形というのは、実際どうやってやるかという問題はありますけれども、ある意味では地方議会というのは、その地域の住民の意見を代表する機関であり、国民の意見の一部として、国会に届けるという意義はあるのではないかと思います。

委員長：この際、委員として質疑をしたいので、暫時、副委員長と交代いたします。

副委員長：委員長から質問ということですので、暫時、委員長の職務を行いますので、よろしく
お願いいたします。

それでは質疑を行います。

沼倉委員。

沼倉委員：先生は岩手県内で花巻市議会と北上市議会の委員会の参考人をされたと。

先生が今お話しになった点から何点か質問したいと思えますけれども、今回の請願の中で、全面的な証拠開示を制度化してほしいというものがあるのですが、先生の説明によりますとこの根拠というのは、当事者間の対等性というかそれが最終的な、要するにお互いに同じような情報を持って、裁判に臨むというのが根拠ではないかと思えますけれども、そのように解釈してよろしいかどうか。

当事者主義による実質的な対等性の担保というのが根拠で、一概に全面的な開示にいかなくても、方向性としては、同じ土俵というか、同じ情報によって、裁判に臨むという捉え方でいいのかと。

それから2つ目は、先ほど話した中に検察官の立ち位置。

これは被疑者を有罪化に持っていくというのが、検察官の立ち位置ではなくて、国民の視点での、正しいものを求めるというのは、そういうスタンスだというお話があったのですが、その辺の確認をしたいと思えますし、3つ目は裁判所の立ち位置です。

これは被告と検察を、裁判官がどういうスタンスで、裁判の職務を果たすと、さっきお話があったと思えますけれども、もう1回確認したいと思えます。

副委員長：参考人。

参考人：まず、第1点ですけれども、対等性というのは、裁判だと検察対被告人との対等性で争って、裁判官が、それを見ることによって、有罪かどうかを決めるという、3面構造ですから、3者構造になっている。

いわゆる、再審の請求の段階だと、3面構造ではなくて、つまり検察官はいない段階で、最初は、請求人と裁判所の2面構造といいますか、そういう構造なので、そのままそれを持ってくるわけではないということ。

だから、いわゆる当事者対等性からというのは、なかなか、そのまま持つてくるのは難しいかと思う。

ただ、当事者対等を、その公判でいういわゆる本体の有罪、無罪の裁判の時に証拠開示ができるのであれば、そのやるかやらないかという請求段階でも、開示ということはある程度可能であろうということが1つあります。

それをちょっと、応用してという形になり、当事者対等性とは違う面で、再審請求というのは行われる。

そっちでもできるのだったらこっちでもできるでしょうと。

簡単に言えば、そういう理屈ですけれども、そこから、証拠開示というのは、ある程度認められるということと、あとは、これは事実上の問題として、多くの場合、先ほど来、何度も言いましたけれども、証拠はほとんど警察、検察が持っているものですから、

ですからそれを一旦出してもらって、要するに再審をやるだけの本当に理由があるかどうかということ調べてもいいのではないかということ。

つまり、その意味では、要するにもともと対等ではないのだからということも被告、弁護側にはあるからそういった発想も1つあるかと。

それから2番目の検察官の立ち位置。

これは検察官の客観義務と呼ばれていて、今の刑事訴訟ができてから言われていることで、一方では、検察官というのは、当事者であって、当事者対等で、被告弁護側と検察官がある意味では法律的に争うことによって真実が見えるという関係だとは言われているのですが、そういう意味では本来、民事であればまだそうなのですから、被告と原告は対等だという、ただ、ここで申し上げているように、実は刑事裁判というのは対等ではないということ。

被告人というのは、多くの場合、身柄を拘束されていて、拘留とか、逮捕拘留によって自由に動けない。

それで、弁護人を頼んで弁護人に動いてもらうしかない。

でも弁護人は、いわゆる強制権はないわけですから、もし、どうしても証人を呼ぶ場合は、直接できないので裁判所に頼むしかない。

裁判所に頼んで、裁判所の判断で誰それを証人として呼ぼうとなる。

ところが検察側というのは、まさに検察官というのは1人が検察庁1つ分と言われていて、つまり全ての権限を持っているわけです。

逮捕だってもちろん自由ですし、出張旅費でアメリカにだって捜査に行けるわけです。

だから、力関係がもともと違うので、それを対等に扱うというのであれば、やはりバランスを取らなければいけない。

そういう意味で、それだけ力があるのであれば、別に証拠を全部開示したって、勝てるものは勝てるでしょうというように考えてもよい、そういった点で考えると、もともと対等ではない。

それだけの力を持っているということは、ただ単に争うだけではなくて、その刑事裁判自体が、正しく動くように、だから、司法、立法、行政という三権分立で行くと検察官というのは行政権のところに入る。

行政権とあるのだけれども行政権と同じぐらい司法の中で動くわけですから、検察官というのは、刑事裁判が正しく行われるための機関でもあるのではないかという、そういう意味で二重の立場ではないかというようなことが学者、弁護士からは言われている。

ただ、確かに検察官としても厳しいと思うのですが、やはり当事者としてやる以上は、全て手の内を明かすというわけにもいかないということも当然、理解できることではあります。

そのあたりをどこまで、検察官の客観義務という、要するに、客観的には刑事裁判を支える1つの機関だという立場というものをどこまで強調するかという問題がある。

3番目の裁判所の立ち位置としては、基本的には、裁判所というのは、あくまで公平公正な立場から判断を下すという、特に再審の場合は、その両当事者を争わせて、そこで有罪、無罪を決めるのとは違うので、裁判所は、自分自身の判断として、この請求を認めて再審をやるかどうかということを決めるという、あえてその点では、裁判所とい

うのは、やはり公平公正に判断しなければいけないという点では、変わらないと思うのですけれども、ただ1点、強調しなければいけないのは、刑事裁判の場合で、先ほど昭和50年の判決で裁判所は緩めたと。

最初に緩めた時に、疑わしきは被告人の利益にとという考え。

再審請求でも、有罪、無罪の判断だけではなくて、再審をするかしないかと、入り口論の時でもそれは、当てはまるのだということ。

つまり、刑事裁判の場合には、有罪、無罪という立場で、つまり無罪の推定というのがある。

この人は有罪か無罪か、それを中立的なところで判断するのではなくて、一応理屈上、この人は無罪だということからスタートしなければいけないと言われている。

無罪の人間を検察官が証拠で証明することによって、この人はやはり有罪だったのだという確信を持ったら、有罪の判決を下すということもあるので、それは決して被告のためというよりは、判断を間違えないための1つの考え方だということに捉えられているので。

だから、その関連でいけば、この事件はどうなのだろうと迷うことがあった場合には、有利な方向というのは、疑わしきは被告人の類推これは被告人のためということではなくて、疑わしいところが少しでもあった場合に、それを、目をつむってやってしまうと、裁判を間違えるからということ。

ただそういう観点から行くと、裁判所の立ち位置というのは、あくまで客観的、公平公正に判断するということになるのですが、先ほど来申し上げているように、しかし、だからと言って間違えなければいけないので、疑わしい場合には、被告人の利益に考えたほうが少なくとも、無実の者を処罰しないで済むと。

もしかしたら、真犯人を逃してしまうかもしれないけれども、無実の者を処罰するよりはましだという言い方は変ですけれども、いいだろうという考え方が根底になければいけない。

だから、被告と検察官の中間に立って判断するというのを、刑事事件の場合は、裁判所の立ち位置、スタートだということに考えなければいけないというところで理解を。

副委員長：沼倉委員。

沼倉委員：今回の請願の中に、1つ目は再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。

2つ目は再審開始決定に対する検察官の不服申立てができない制度に改正すること。

2つありますけれども、この請願1と2を例えば、片方は採択して、片方は不採択にするということにした場合、趣旨に問題はないか。

請願の趣旨に問題がないか、その辺の石堂先生の御意見をお伺いしたいと思います。

副委員長：参考人。

参考人：まず議会の決定の仕方ということについて私はあまり詳しくはない。

ただ、意思決定としては、あくまでこの請願自体を全面的に認めるか認めないかというあるいはこの請願を前提として、議会自体が意思表示をするのかということによって違ってくると思うのですが、この請願を基にして、議会としての意見としてであれば、例えば、請願事項の1は、全面的なことまでは認められないけれども、しかし、段階的にはすべきだろうとか、これはひょっとしたら可能なかというようには思います。

あるいは、2については、やはり公平とか公正というものを考えた場合には、やはりこの制度は残しておくべきだということであれば、1つだけ認めるというのも一つの考え。

ただ、請願に対しては、請願を認めるか認めないかということであればまた話が違う。

副委員長：それでは、委員長と交代いたします。

委員長：そのほか質疑の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、参考人に対する質疑を終了いたします。

石堂先生におかれましては、本日はお忙しい中、ありがとうございました。

暫時休憩します。

(休憩 11:17～11:25)

委員長：再開します。

請願第5号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願について、これより意見交換を行います。

御意見の方は挙手の上、発言願います。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：過日の当委員会の中で、参考人から御意見を伺うということで本日も行ったわけですが、内容についてはかなり詳しく説明を受けたことにより、大分、中身については深く理解できたところでもありますので、今後については採決してもいいかと思いますが、本日は欠席者もいるものですから、採決の際は全員出席の下で採決をしていただきたいと思います。

委員長：そのほか意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：ただいま佐藤浩委員より、本日の説明を受けた内容で大分理解は進んだけれども、全員出席ではないので、改めて委員会を開催して、その際に採決したほうがいいのではないかという発言がありましたけれども、そのような対応をとることよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 : それでは、改めて委員会を開きまして、その場で今後の進め方を決めたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 : 暫時休憩します。

(休憩 11:28～11:30)

委員長 : 再開いたします。

本日の請願第5号の審査はこの程度として、7月29日金曜日、NECプラットフォームズ株式会社一関事業所跡地を含む一ノ関駅周辺整備調査特別委員会終了後に委員会を開き、本件について、審査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決定しました。

以上で、本日の請願第5号えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審制度の速やかな改正を求める請願の審査を終わります。

続きまして、その他に入ります。

当総務常任委員会の行政視察について意見交換をしたいと思います。

初めに、担当書記から説明させます。

熊谷書記。

書記 : それでは常任委員会の視察ということで説明させていただきます。

まず検討していただきたい内容でございますが、時期、テーマ、行程、方面でございます。

時期につきましては、9月議会終了後から12月議会までの期間、具体的に申し上げますと10月、11月上旬になろうかと思っております。

そちらのあたりの時期ではどうかというところを御検討いただきたいと思っております。

それからテーマでございますが、今年度の所管事務調査ということで、以下4項目につきまして現地視察、あるいは先進的な事例を研修してはどうかということで、お話をいただいておりますので、デジタル化・ICT化に対応したまちづくり、投票率向上への高校生への取組と課題、危機管理の現状、施策のプロセス・見える化、こういったところをテーマに調査してはどうかというようなことで、検討いただければと思います。

それから行程ですけれども、これも日帰り、あるいは、1泊2日、2泊3日というところで、こういった行程がよろしいかというところで検討いただきたいと思っております。

それから併せまして、方面です。

全国的に広くやるのか、あるいは東北管内、もしくは近県、県内というようなところ

で御検討いただければと思います。

といたしますのも、視察先との交渉、それから行程の調整、宿泊先の確保などもございますので、実施の2か月前程度には、こういった概要を決定いただきたいというような思いでございます。

資料の下のほうには、仮にですが、東北管内で視察を行うといった場合、テーマに沿ってこういったところがあるのではということ、若干ピックアップさせていただいたところがございます。

説明は以上でございます。

委員長：それでは、ただいま説明のありました行政視察について、皆さんと意見交換をしたいと思えます。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：これも今せつかく資料を事務局のほうから示されましたけれども、内容的なものについては、もう一度確認させていただくということで、次回の協議でよろしいのではないのでしょうか。

委員長：いずれまた、新型コロナウイルス感染症の感染者が増え気味にありますので、そのような動向も気になりますけれども、今の概要では、こういう中身でどうでしょうかということで提案させてもらいましたので、内容の詰めは、次回の委員会の際に皆さんから発言してもらおうということで、今日は内容の説明だけにとどめたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

委員長：それでは総務常任委員会の行政視察につきましては、次回の委員会でも内容について、皆さんと協議したいと思えます。

そのほか、皆さんから何かありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、以上で本日の委員会を終了します。

御苦労さまでした。

（閉会 午前 11 時 35 分）